

# (資料1)

## 令和4年度 「有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業」 について

# 内 容

I 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

II 申請時において注意すべき事項

III 今後の予定スケジュール

# 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

## （1-1）制度趣旨・補助対象施設

### 制度趣旨

- ◆スプリンクラー等が設置されていない医療機関に対し、スプリンクラー等を整備するための財政援助を行い、速やかに安全を確保することを目的とする。

### 補助対象

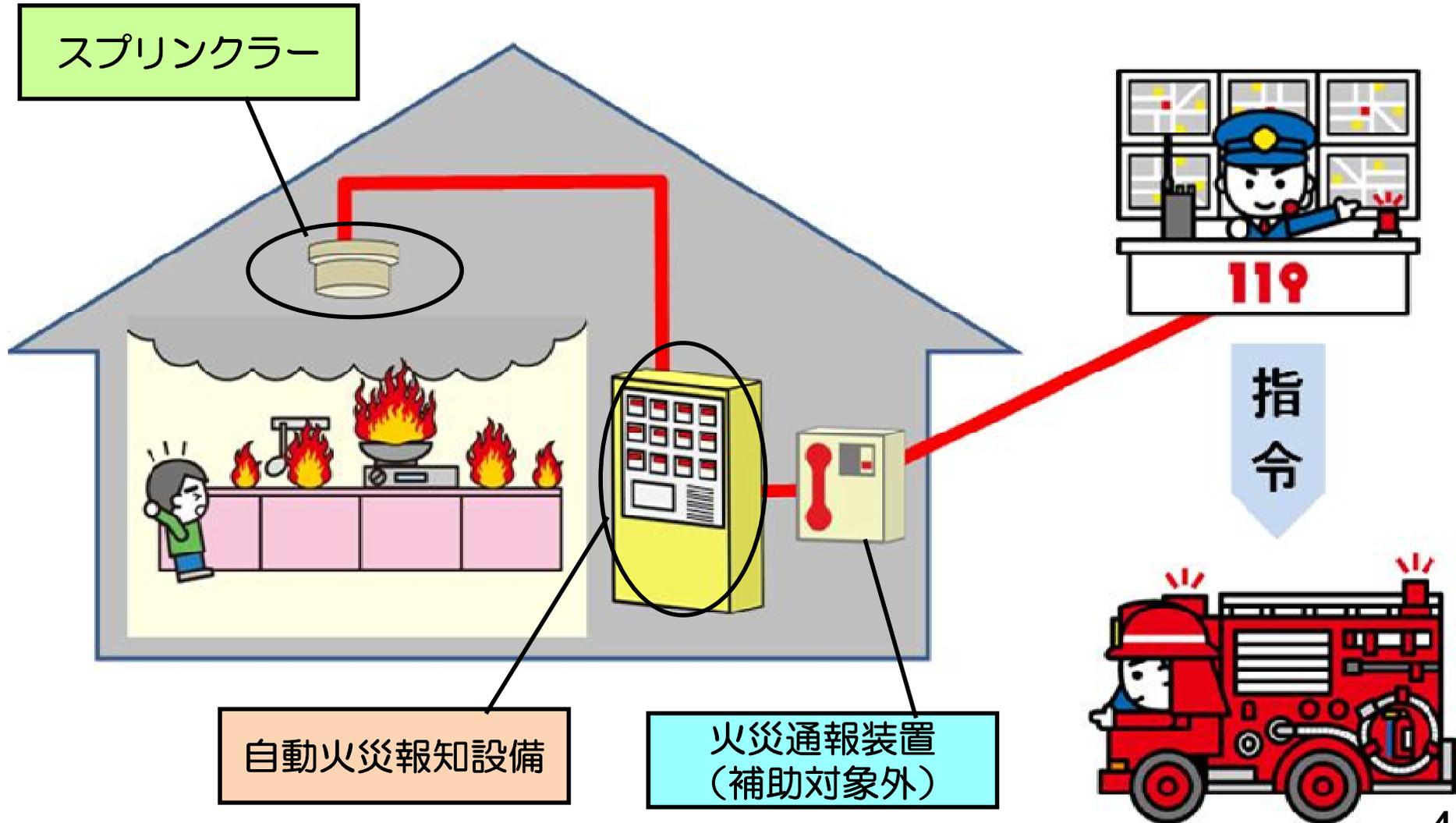
- ◆前提条件として、**病院、有床診療所、助産所**であること
  - ◇平成26年10月に改正された消防法施行令により、新たに **①スプリンクラー、②自動火災報知設備** の設置義務が課されたこと
  - ◇設置義務は生じていないが、防災対策のために自主的に上記①②のいずれかを整備すること

### 【ポイント】

- **産婦人科等**の設置義務が課されていない医療機関が自主的に設置する場合も補助対象となる。
- 設備の「**更新**」は補助の対象外（新設の場合のみが対象となる）

# 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

## （1-2）補助対象設備のイメージ図



# 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

## （1-3）各設備ごとの補助金額 【参照：交付要綱 P.10】

### （1-3-①）スプリンクラー（パッケージ型、水道連結型含む）

#### 概要

◆火災発生時に大量の散水で消火を図ることにより、**初期消火を主な目的**とする設備。

#### 補助金額

◆工事面積1㎡あたり **19,200円～23,200円**  
◆補助率 1/2 **+消火ポンプユニット加算2,019,000円**  
→ 整備予定のスプリンクラーの種別により異なる。

#### 【ポイント】

- 対象は「**整備面積**」であり、「**延床面積**」ではないことに注意。
- 「**整備面積(対象面積)**」は、スプリンクラー設備等を設置する居室等の面積(スプリンクラー設備等の一部として設ける補助散水栓等の散水範囲を含む)です。

- ◇住宅、介護保険施設等の医療施設以外の部分は除きます。
- ◇スプリンクラーヘッドが設けられていない、又は配管のみを設ける廊下等は、補助散水栓等の散水範囲に含まれない場合は該当しません。

# 事業概要（補助対象施設・補助金額等）

## （1-3）各設備ごとの補助金額 【参照：交付要綱 P.11】

### （1-3-②）自動火災報知設備

#### 概要

◆火災を検知し、音響装置等を鳴動させて建物内に報知することにより、**避難と初期消火活動を促す**設備。

#### 補助金額

◆一つの医療機関あたり **1,050,000円**

#### 【ポイント】

- ・自動火災報知設備については、消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）（平成26年3月28日消防予第118号）4（2）に該当している施設が自動火災報知設備を整備する場合に限定されている（延べ面積が300㎡未満のものであること等）。
- ・過去年度の事業で、スプリンクラーの採択を受けた医療機関も申請可能

## (II-1) 基本的事項編

## ①提出しても必ず「採択」されるとは限りません。

→国予算の関係で「不採択」または「補助金額の減額」もあります。

## ②採択後の辞退は、原則としてできません。

→国への説明等、煩雑な事務処理が必要になるほか、採択率に影響することもある。

## ③工事は、遅くとも「令和5年3月31日」までに完了させること。

→・完了しない場合、補助金の一部支払いや受け取れない可能性あり。  
・大規模工事の場合は、2か年の事業計画とすることもできます。

## ④工事に着工できるのは、原則、県からの交付決定後になります。

→・決定前に着工した場合、原則、補助金を受け取れなくなります。  
・交付決定を待ったのでは完了が難しい場合、採択（内示）後に「指令前着工届」を提出することにより着工できます。

## ⑤病院・診療所によって、設置義務の有無や設置区域が異なる。

→最寄りの消防署と必ず協議・調整をしてください。

## (II-2) 提出書類編

①事業計画の段階で提出する見積書は、**概算の金額**で構いません。  
→採択後の交付申請では、詳細な見積書を提出する必要があります。  
(金額の大幅な変更は困難です。特に、**増額は原則として認められません。**)

②見積金額については、「**消費税込**」での記載が必要です。  
→見積金額（消費税込）－ 補助金額 = 医療機関の自己負担金額

③図面については、  
→

- ・各室の用途を記入（室ごとの面積も記入）すること。
- ・対象面積、対象外面積が分かること。
- ・スプリンクラー設備等を設置する居室と補助散水栓等の散水範囲を色分けすること。

④事業計画書、図面、見積書ともに**2部**を提出してください。  
→国への申請、医療政策課での事務処理のため。

## (III-1) 提出期限・提出書類について

## ○提出期限

**令和4年7月12日(火)【期限厳守でお願いします】**

国の締切まで余裕がないため、期間が短く恐縮ですが、ご協力願います。  
**(提出が困難である医療機関は、個別に医療政策課に御相談ください)**

## ○必要書類

- ① **事業計画書(2部)** (記載例を参考にご記入ください)
- ② **整備図面(2部)** (注意事項をお読みください)
- ③ **見積書(2部)** (概算の見積りでも可。消費税込み金額で。)

## ○提出・問合せ先

〒770-8570 徳島市万代町1-1

徳島県保健福祉部医療政策課広域医療室 担当 古川

電話 088-621-2732(直通)

○事業計画書の様式や注意事項を、県のホームページ「**医療とくしま**」にも掲載していますので、ご参照ください。

(<http://anshin.pref.tokushima.jp/med/experts/>)

## (III-2) 【参考】令和3年度の補助金スケジュール

以下は令和3年度のスケジュールを参考に記載したものであり、令和4年度もこの通りになるとは限りません。

